

平成26年度 事務事業マネジメントシート

事業名	未熟児養育医療給付事業			会計	款	項	目	大	小
政策	04	4節 誰もが充実した生涯をおくることのできる流山（市民福祉の充実）	主管課	子ども家庭課					
施策	4-1	安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり	主管課長	石井 由美子					

事務事業の目的・内容

事業目的	対象	母子保健法第6条第6項に定める未熟児で、入院養育が必要な乳児	意図	養育のため入院が必要な未熟児に対して養育医療給付を行うことにより、乳児及び保護者の保健衛生の向上を図る。
事業内容	(1) 養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、指定養育医療機関に委託して養育医療給付を行うこと。(現物給付) (2) 養育医療の給付に代えて養育医療に要する費用を支給すること。(償還払い) (3) 未熟児の扶養義務者から養育医療給付に要する費用の全部又は一部を徴収すること。			
事業開始から現在までの状況変化	これまで都道府県が行う事業であったが、国の第2次地方分権一括法に係る委譲事務として、平成25年4月1日から市町村が行う事務となったもの。			

事務事業の実績・現状及び成果を表す指標の動きとコストの状況

指標	名称	平成24年度	平成25年度	平成26年度	単位	目標方向	算定式(成果指標の場合)
		未熟児養育医療給付受給者数		18	35	人	
	未熟児養育医療扶助費		3,411,139	9,339,154	円		実績
	未熟児養育医療自己負担金(保護者分)		130,276	366,444	円		実績
	未熟児養育医療自己負担金(子ども医療分)		588,715	1,438,551	円		実績
指標で表すことができない定性的な成果							目的に対する現状(客観的事実・データに基づく現在の状況や取組状況) 養育医療給付が必要な未熟児の出生見込件数など詳細なデータがないため、予算については、今後の実績を積み上げて計上していく。 なお、市の費用の支弁に対する県の負担は、母子保健法第21条の2により養育医療給付に要する費用の4分の1の額、国の負担は同法第21条の3により養育医療給付に要する費用の2分の1の額であることから、市の子ども医療費助成に係る負担軽減を図るため、未熟児については、極力当事業を利用していただくことが望ましい。
事務事業のコスト		平成24年度	平成25年度	平成26年度			
事務事業の総コスト(a=b+c)			4,849,495	11,678,446			
事業費(b)(円)			3,452,095	10,296,593			
うち一般財源			220,533	2,881,117			
職員給与費(c)(円)			1,397,400	1,381,853			
人役・職員(人)			0.20	0.20			
人役・再任用(人)							
人役・臨職(人)							
人役・嘱託(人)							
初期投資コスト(円)(建設又は取得年度のみ記入)							
想定耐用年数(年)(建設又は取得年度のみ記入)							

事務事業の評価、今後の方向性及び業務改善 < 主管課長記入 >

(1) 事務事業についての評価及び今後の方向性

個別評価	必要性	今後の必要性	B 必要性は変わらない	有効性	目標達成度	A 達成できた
		市関与の必要性	A 市が担うべき	効率性	対象者の適切性	A 対象者は適切である
					コストの削減	A 削減の余地はない
総合評価	継続 (事業を現状どおり継続すべき)					

(2) 事務事業の業務改善について

今年度(H26)の改善計画	自取事業の未熟児の増加により、国費や県費が本市に投入され、子ども医療費助成に係る負担が軽減されることから、未熟児養育医療給付事業の給付について、ホームページや広報を通じて周知していく。	取組みの課題	未熟児養育医療給付の受給者数を増やすこと。
今年度(H26)に実施した取り組み	未熟児養育医療給付事業の手続について、医療機関に周知するとともに、市のホームページや広報ながれやまを通じて広報活動を積極的に実施した。	今後の改善計画	今後とも継続して市のホームページや広報ながれやまを通じて広報活動を積極的に実施していく。